

青森県報

第四千五百九号

平成三十年
十月一日
(月曜日)

目次

公 告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……(会計管理課) ……一

出先機関

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(中南地域) ……一

○土地改良区の役員の就任……………(同) ……二

○土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……二

○右 同……………(上北地域) ……二

○右 同……………(県民局) ……二

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

財務会計オンラインシステム改元対応改修業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成三十年九月十日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社

六 契約金額

三千八百五十九万九千二百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、浅瀬石川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年十月一日

中南地域県民局長 中 平 雅 夫

| 区別 | 役員の氏名 | 住所 | 就任及び退任の年月日 |
|----|-------|----|------------|
| | | | |

| | | | |
|-----|-------|----------------------|-----------------|
| 監 事 | 石澤 孝知 | 黒石市ぐみの木一丁目八四 | 平成 三〇・八・三〇就任 |
| 理 事 | 成田 清行 | 北津軽郡板柳町大字牡丹森字鴨泊一八五の二 | 三〇・八・三退任 |

土地改良区の役員の内任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鬼沢橋木土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年十月一日

中南地域県民局長 中 平 雅 夫

| | | | |
|----------|-------|-----------------|----------|
| 役員の内任の区別 | 氏 名 | 住 所 | 就任の年月日 |
| 理 事 | 山口 隆之 | 弘前市大字鬼沢字山ノ越二四の三 | 平成三〇・九・五 |

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、津軽平川土地改良区の定款の変更を平成三十年九月七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十年十月一日

中南地域県民局長 中 平 雅 夫

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大堰土地改良区の定款の変更を平成三十年九月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十年十月一日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、沼崎土地改良区の定款の変更を平成三十年九月十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十年十月一日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

| | | |
|------------------------------------|---|--------------------------------|
| (発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県 | (印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭 |
|------------------------------------|---|--------------------------------|